

実施主体【○：市民、●：事業者、△：市】

		政令市			
		川崎市	相模原市	京都市	広島市
		川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例【H22.4】	相模原市地球温暖化対策推進条例【H25.4】	京都市地球温暖化対策条例【H17.4】	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例【H22.4】
目的	目的	△	△	△	△
削減目標	温室効果ガス総排出量の削減目標			△	
各主体の責務	温室効果ガス排出抑制等の措置	○●	○●	○●	○●
	市(他のもの)の地球温暖化対策への協力	○●	○●	○●	○●
	地球温暖化対策の重要性の理解		○●		
	地球温暖化対策の総合的・計画的な推進	△	△	△	△
	市域の地球温暖化対策の促進	△	△	△	△
	事務・事業の温室効果ガス排出抑制等の措置	△	△	△	△
	滞在者の地球温暖化対策の推進				△
	事業者、市民等の参加協力促進			△	
	各主体の協働	○●△	○●△		○●△
計画の策定・公表	地球温暖化対策推進計画の策定	△	△	△	
	計画の公表	△	△	△	
事業活動	省エネ性能に優れた設備を選択	●	●	●	●
	地球温暖化対策に資する製品の開発	●△		△	
	製品への省エネ性能の表示、説明		●	●	
	中小規模事業者への支援	△	△		
日常生活等	エネルギー使用の合理化			○●△	○●
	省エネ製品の選択と使用	○		○	
	エネルギー使用量の把握、省エネのライフスタイル		○●		○
	環境物品等の優先的な選択		○●		○●
	市内の農産物の優先的消費		○●	○●	
	廃棄物の減量	○●	○●	○●	○●
	廃棄物の減量の促進	△		△	
自動車	自動車の使用抑制(公共交通機関等の利用)	○●	○●	○●	○●
	温室効果ガス低排出車の選択	○●	○●	○●	○●
	エコドライブの実施	○●	○●	○●	○●
	交通の温室効果ガス排出抑制措置	△	△	△	
	新車に係る環境情報の説明		●	●	
再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの優先利用	○●	○●	○●	○●
	再生可能エネルギーの導入促進	△	△	△	
	事業者の技術の研究、製品の開発を支援		△		
建築物	建築物の環境配慮、エネルギー使用合理化	○●△	○●△	○●△	○●△
	開発事業等に係る温室効果ガス排出抑制	○●△(義務)			
	建築物排出量削減計画書作成			○●△(義務)	○●△(義務)
	住宅販売時の情報提供	●			●
	建築物環境配慮性能の表示			○●△(義務)	
緑化	建築物、敷地内の緑化	○●	○●	○●	○●
	緑化推進	△		△	
	緑化計画書作成			○●△(義務)	○●△(義務)
森林の保全	森林の保全・整備		○●△	△	○●
教育・学習	教育・学習の実施			●	○●
	教育・学習を促進	△	△	△	△
エネルギー供給事業者	エネルギー供給量の情報提供	△		●(責務)	
	エネルギー環境計画書作成				●(義務)
その他	国際協力、国際貢献	●△		△	○●
	体制整備	△	△		
	報告、立入調査	△		△	△
	勧告、公表	△		△	△
	表彰	△	△		
温室効果ガス削減計画書制度	計画書作成	●(義務)	●(任意)	●(義務)	●(義務)
	自動車環境計画書作成				●(義務)